

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

### 奈良県教育委員会規則第八号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（昭和四十一年四月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「県立大学以外の」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。